園田・小林弁理士法人
https://www.patents.jp/ja/

Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law
IP News Bulletin

日本語版 2026年1月号

日本語版ニュースレターバックナンバー
英語版Newsletterバックナンバー

＜このニュースレターは、名刺を頂いた方あるいは当所のデータベースにメールアドレスが登録されている方にお送りしています＞

ートピックスー

1. 園田・小林からのお知らせ
2. 日本国特許庁に関するニュース
3. 中国特許関連ニュース
4. 世界の商標（ロシア編）
5. Meet Our Members!
・ 技術部　弁理士　宇野 智也
6. まいちゃん先生の弁理士一直線 (第3回)

---

1. 園田・小林からのお知らせ

1-1. 園田・小林からのご挨拶

　寒冷の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 旧年中は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございました。
　昨年は、皆様からのご支援とご愛顧のおかげをもちまして、新たに九州オフィスを開設することができました。これにより、より多くのお客様に、より身近で迅速なサービスをご提供できる体制が整いましたことを、心より御礼申し上げます。
　本年も、知的財産の専門家として、皆様のビジネスの発展に貢献できるよう、さらなるサービスの向上に努めてまいります。変わらぬご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。
本年が皆様にとって実り多き一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

- 九州オフィスの住所・電話番号は下記のとおりです。

<九州オフィス>
住所：〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神一丁目9-17福岡天神フコク生命ビル15階
電話番号： 092-717-3916

2. 日本国特許庁に関するニュース

2-1. 2025年度版「AI関連発明の出願状況調査」が更新されました

　特許庁より、2025年度版「AI関連発明の出願状況調査」が公開されました。調査では、AI技術の進展に伴う国内外の特許出願の推移や、注目される技術分野、企業・国別の出願傾向などが分析されています。

- 特許庁ウェブサイト：　AI関連発明の出願状況調査 | 経済産業省 特許庁

2-2. 「産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第18回 審査基準専門委員会ワーキンググループ」が開催されました

　　＜議事次第＞

1. 開会
2. 審査基準に関する最近の取組について
3. 審査基準の改訂を予定している事項について
4. 「除くクレーム」とする補正の考え方について
5. 閉会

- 配布資料は以下ウェブサイトをご参照ください。

産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会　第18回 審査基準専門委員会ワーキンググループ　議事次第・配布資料一覧 | 経済産業省 特許庁

2-3. 産業構造審議会知的財産分科会 第55回特許制度小委員会が開催されました

　　＜議事次第＞

1. 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について
2. 知的財産の侵害抑止へ向けた取組について

- 配布資料は以下ウェブサイトをご参照ください。

第55回特許制度小委員会 議事次第・配布資料一覧 | 経済産業省 特許庁

2-4. 国際出願関係手数料改定のお知らせ

　2026年1月1日から、PCT国際出願に関する手数料の改定が実施されます。

- 詳細は特許庁ウェブサイトをご確認ください。

　国際出願関係手数料改定のお知らせ | 経済産業省 特許庁

3. 中国特許関連ニュース

3-1.　中国専利審査指南の改正 (2026年1月1日施行)に伴う実務の注意点

　2025年11月13 日に中国国家知識産権局（CNIPA）は、「特許審査指南」の改正を公表しました。改正点は多数ありますが、実務上影響の大きいポイント（以下7点）について、当所北京オフィスの中国弁理士がこちらの記事にまとめております。是非ご一読ください。

＜改正ポイント＞
① 無効審判請求
② 特実併願への対応
③ 進歩性の審査基準の明確化
④ 植物関連発明
⑤ 人工知能関連発明
⑥ ビットストリーム関連発明
⑦ 事務処理関連改正

上記記事に関してご不明点がございましたら、mailbox@China.patents.jp（中国弁理士・弁護士：王彦慧・馬旭東・牟煌明）までお気軽にお問合せください。

4. 世界の商標（ロシア編）

ウクライナ侵攻を受けてロシアから撤退された企業の皆さまへ
日本企業がロシアにおいてどのようにブランドを防衛しているのかについての最新情報をお届けします。本記事は、記事の著者である、モスクワを拠点とする法律事務所Gorodissky & Partnersのパートナー弁理士Vladimir Biriulin氏の許諾を得て、2025年12月5日付で商標専門誌The Trademark Lawyer（CTCリーガルメディア刊）に掲載された記事を和訳および要約したものです。

ドギーマン社、ロシアペット市場でブランドを守る

　ある個人事業主が、商標DoggyManをロシアで登録した（商標登録第926023号、区分：３、５、２１、３５類、以下、「ロシア商標」とする）。
　ドギーマンハヤシ株式会社（１９７０年に大阪で設立、以下、「ドギーマン社」とする。）は、そのロシア商標がドギーマン社の社名を表し、自社と関連があるかのような印象を与えるとして、特許紛争審議会に異議を申し立てた。
　※ドギーマン社の商標：DoggyMan(以下、「真正ロゴ」とする。)

　ロシア商標の出願時にドギーマン社はロシア市場で周知であることから出所の混同を生じさせると主張した。
　2014年（ロシア商標の優先日前）、ドギーマン社は、真正ロゴを付した商品の供給契約を締結していた。優先日前の日付の税関書類、ラベルの写真及び社名が付された書類等を提出した。これらの商品は、Wildberries（通販プラットフォーム）でも販売されており、「doggyman」と検索すれば、ほぼ全てのページにドギーマン社の製品説明が表示される。プレミアムペット社（Premium Pet Ltd.）は、ドギーマン社の商品をロシアに輸入し、小売及び卸売店に流通させている。
　ドギーマン社はロシアでの国際登録による商標登録も計画している。
　CattyMan及び「DOGGYMAN」である。
　個人事業主が販売する商品は全てドギーマン社の模倣品である。模倣品とプレミアムペット社が適法に輸入した商品を含む一大市場が存在し、消費者は、個人事業主とドギーマン社との間に関連があると誤認している。
　ロシア商標の「Doggy」の語は、商品が動物に関連していると消費者を誤認混同させ、法に反する。「DOGGYMAN」を付した人間用の商品も同様である。
　ドギーマン社は、販売業者に対して商標の使用の中止を求め警告書を送付し、ロシア商標の全ての商品及び役務に関して登録の取消を審議会に求めた。
　審議会は登録維持決定をした。ドギーマン社は知的財産裁判所（事件番号：СИП-772/2024）に不服を申し立て、同裁判所は審議会に対して再審査を命じた。審議会は、本事件を再審査した。
　ドギーマン社は再び、前述の主張を展開し、個人事業主は反論した。
　ドギーマン社は日本でのみ活動している。商品を販売しているのはプレミアムペット社であり、税関申告によれば、ロシア商標が付された商品の大半は、ロシアに輸入されている商品とは非類似である。これらの輸入品は、個人事業主の商標との関連性を想起させない。日本企業の高い評価に関する裏付けとなる資料は無い。
　ドギーマン社は、自社がロシア国外で商品を製造し、プレミアムペット社を通じて販売していることを示す書類を提出した。加えて、ロシア商標の登録よりも十分前の日付の「DOGGYMAN」のラベルが付された商品に関するインターネット上の情報や、ロシアで商品が流通していたことを示す税関申告書を提出した。
　審議会はさらに検討し、「DOGGYMAN」の長期間かつ広範な使用、及び、ロシア商標との高い類似性を踏まえ、個人事業主が販売する商品はドギーマン社が販売する商品と出所混同のおそれがあると判断した。したがって、ロシア商標はロシア民法第1483条第1項に違反すると結論づけ、第5類に属する商品に関して、ロシア商標の登録を無効とした。
---

5. Meet Our Members!

ー本号では技術部 弁理士の 宇野 智也をご紹介いたしますー

宇野　智也　（Tomoya Uno）
弁理士

　大学院修了後、電機メーカーにてソフトウェア開発エンジニア、システムエンジニアとして実務経験を重ねる。2019年より福岡の大手特許事務所で特許、実用新案、意匠、商標の権利化業務全般および審判、鑑定、訴訟業務に従事。2025年、当事務所に入所。

写真の右側が宇野です。

Q1: これまでどのような職種を経験しましたか？
　大学卒業後、メーカーに就職し、その後、PG（プログラマー）やSE（システムエンジニア）、研究開発職等を経験しました。メーカー時代は知財に関わる業務は殆どなく、主にシステムやソフトウェアの設計・開発・保守等に携わっていました。職場の異動が数回あり、埼玉と福岡を行き来していましたが、最終的には埼玉に８年程在籍していました。仕事自体は面白く、やりがいも感じていましたが、資格を取得したことをきっかけに転職を決意しました。在籍中に携わった仕事は官公庁系の案件が多く、防衛省（市ヶ谷、呉、横須賀）や航空管制室（羽田空港、福岡空港）、離島（対馬）等、普段は立ち入ることのできない場所での業務にも携わることができ、非常に貴重な経験を積むことができたと感じています。

Q2:弊所に入所してどんな印象を受けましたか？
　国際色豊かだと感じました。

Q3: 業務上心がけていることは何でしょうか？また今後の目標を教えてください。
　分かりやすい説明を心がけています。また、お客さまに提案できることがあれば、積極的に伝えるようにしています。今後の目標は、外国関連（英語等）のスキル向上と、付記試験（特定侵害訴訟代理業務試験）の受験・合格です。

Q4: プライベートの過ごし方を教えてください。
　定期的に運動（最近はランニング）をしています。１１月には、福岡マラソンに参加しました（写真は、福岡マラソンの前日受付のブースで、ランニングインフルエンサーの三津家さんと一緒に撮ってもらったものです）。２月には、地元（熊本）の熊本城マラソンに参加する予定です。
　定期的に温泉（銭湯）・サウナ巡りもしています。関東に居た時によく行っていたのは、スパロイヤル川口（今は極楽湯ロイヤル川口に変わったそうですが）と、スカイスパYOKOHAMAです。なお、たまに遠出するのですが、ここ２年ぐらいで行ってよかったところは、北海道上富良野町にある白銀荘と、香川県観音寺市にある琴弾廻廊です。

6. まいちゃん先生の弁理士一直線 (第3回)

　このコーナーでは、弁理士試験の勉強をされている方の参考になる情報をご紹介しています。

３回目の今回は、前回に続き、短答過去問の勉強方法（後編）です。

　前回は、①過去１０年分を繰り返し（少なくとも３周）解く、②枝単位で解けるようにする、③間違えた・回答に迷う等の問題は、ピックアップして問題を一元管理する、④正答率５０％以上の問題は必ず解けるようにする、をご紹介しました。
　今回は、何故①～④が大事かについて、考えてみたいと思います。
　まず、短答本試の問題は、その年の新作問題（改正法関連等）もありますが、過去問を枝単位で使い回ししたものも含まれます。そのため、過去問を枝単位で解けるようにしておくことが、かなり強みになり、点数を上げる近道になります。また、短答試験をクリアできるくらいの勉強をしている受験生の多くは、上記①～④のような勉強をしているので、肩を並べるためにも同じような勉強をしておくのが無難でしょう。過去問については、１０年分は最優先ですが、余裕があればあと５年分くらいさかのぼって目を通しておくのもよいと思います。
　また、過去問を枝単位で解けるようになるうえで、特に気を付けたいのが、「本当に枝単位で正・誤がわかっているのか？」というところです。過去問を見たことがある人はわかると思うのですが、正・誤いくつあるか問題以外は、他の枝とのバランスで答えがわかってしまいます。過去問をやっていても、３回目ともなれば（早い人は２回目で）、問題の中にある正・誤の枝を見つけてしまって、他の枝の答えもわかってしまいます。本番では、他の枝とのバランスで解くことは非常に有効ですが、過去問集を使った勉強をする上では邪魔になります。これだと、本当にその枝を理解しているのかが分からないからです。

　そこで、私が受験時代に実践していた、３周目以降の短答過去問の解き方をご紹介します。
　私は、過去問３周目以降は、枝単位の理解をきちんと確認したかったので、できるだけフレッシュな気持ちで枝が見られるように、枝ごとに、飛び飛びに解いていました。
　具体的には、例えば１問に５枝入っている問題が３０問あったとすると、１日目は、１枝目だけ、２日目は２枝目だけ、・・・というように、１日３０枝で５日かけて、３０問解くようにしていました。こうすることで、正しいものはどれかという問題等で、１問の中でのバランスで他の回答がわかってしまうことを避け、枝単位の理解をしっかり確認できるようになります。また、過去問集は似た問題が近くに掲載されているので、上記３０問も、１０問飛ばしや法域飛ばし等で問題に付箋を付けて選んで解いていました。
　更に、３周目以降は、時間も気にしながら解くようにしていました。２周目まではどちらかというとじっくり取り組みたいところなので、あまり時間は気にせず解いてよいと思いますが、本試では、６０問（約３００枝）を３時間半で解かなければなりません。少し見直しもしたいので、日頃の練習では３時間辺りを狙いたいところ。そうすると一枝３６秒。上記のように枝を飛び飛びに解くときも、例えば３０枝なら１８分～２０分以内というように、時間制限をかけて行い、毎日模試気分で勉強していました。
　３周目以降は、できないところをあぶり出して、対策（情報一元管理すること）が重要な取り組みなので、解くときはスピード重視で解いて、丸付けで理解の程度を確認したら（〇余裕：次回飛ばし、△正解だけどちょっと悩んだ、×間違え）、△と×の補強と対策（情報一元管理）に重点を置きました。
　このように、過去問集の使い方や勉強の仕方も工夫すると、模試気分を味わいつつ、効率よくできないところを補強できるようになりますよ。

　ただ、勉強の仕方は人それぞれ。上記私の勉強方法はあくまで参考ですので、自分に合ったやり方を試してみてくださいね。

　今回は以上です。次回もお楽しみに。

※なお、情報一元管理については、第2回で説明していますので、バックナンバーからご確認いただけます。

弁理士　関根真衣

園田・小林弁理士法人ご紹介

園田・小林弁理士法人は、国際化が急速に進展する産業界において、最も信頼されるリーガルサービスを提供することを目標に園田吉隆弁理士と小林義教弁理士によって1998年に設立されました。弊所は13の国籍、10の使用言語を有する多国籍の約120名の所員からなる極めて国際的な専門家集団です。依頼者との意思疎通を重視し、事務所内外に対するオープンな雰囲気は創業以来の伝統です。
国内外における専門性と信頼度の高い知財サービスを提供する、真に頼りになる特許事務所を目指し、日々研鑽を重ねてまいります。

●東京（TOKYO）
園田・小林弁理士法人
東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビルディング34階
代表　mailbox@patents.jp
カスタマーサポートチーム　DCS@patents.jp

●九州（KYUSHU）
福岡県福岡市中央区天神一丁目9-17
福岡天神フコク生命ビル15階

●中国　北京（BEIJING）
北京代表処 (Beijing Office)
Beijing Fortune Bldg., Suite 804-805
5 Dong San Huan Bei Lu Chaoyang District
Beijing 100027, China

ニュースレターの配信を希望しない方は、お手数ですが以下の Unsubscribe from the list をクリックしてください。
update your preferences or **unsubscribe from this list**.

Copyright © 2025 Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law. All rights reserved.